

産業廃棄物税は排出事業者負担

産業廃棄物税とは

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再利用や再生利用、その他適正な処理を促進する目的税です。



納税額

1,000円/
産業廃棄物 1トン



※重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

税の負担者



排出事業者

※産業廃棄物を中間処理したあと最終処分場へ運搬する場合は、**排出業者が**本来の処理料金に税額分を上乗せした料金を中間処理業者に払います。

申告と納税

最終処分業者が排出事業者等から税を預かり、熊本県へ申告納入。

※最終処分業者が処分場へ運搬する場合は、熊本県へ直接申告納付します。



税の主な使途

- ◎排出抑制等に関する技術開発等に対する補助
- ◎最終処分場周辺の環境整備に対する補助
- ◎不法投棄の未然防止等に関する取組み
- ◎排出事業者等に対する研修会や循環社会の形成を目指した環境教育の実施 他